

地方公共団体名	三重県	担当部署	総務部行財政改革推進課
実施段階	実施段階	取組内容	製品情報の収集

三重県は、「三重県認定リサイクル製品制度」を構築し、県内で発生した再生資源を有効利用したリサイクル製品を三重県が認定し、リサイクル製品の利用を促すために「三重県リサイクル製品利用推進条例」も制定しています。三重県は、グリーン購入調達方針の中で、県の行う工事又は物品調達において、認定リサイクル製品を、優先的に使用又は購入することとしています。

また、地域産の木材についても利用を促すため、優先的に使用することとしています。

環境物品等の調達方針（抜粋）

（中略）

2 公共工事

（1）基本調達品目及び判断基準等

契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表－2に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用が義務づけられていること。

（2）調達目標

目標の立て方が定められた品目のうち調達を実施する品目については、調達目標は、表－2に示すとおりとする。

表－2

分類	品目		品目毎の判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
	(品目分類)	(品目名)			
資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	国基準等を準用		

（中略）

4 その他

【県産材】

（1）判断基準

「みえ・グリーン購入基本方針」の基本的な考え方方に沿うものであって、「三重の木」利用推進協議会により認定された工場により生産された「三重の木」認証材またはあかね材認証機構により認定された工場で生産された「あかね材」認証材であること。

（2）調達目標

県の行う公共施設の建設においては、「みえ公共建築等木材利用方針」に基づき、その性能、品質、数量、価格等について考慮したうえで、優先的に「三重の木」認証材または「あかね材」認証材を使用することとしています。

(3) 配慮事項

物品、公共工事及び役務のそれぞれの基本調達品目に該当した製品については、可能な限り「三重の木」認証材または「あかね材」認証材を優先利用するよう努める。

【認定リサイクル製品】

(1) 判断基準

「みえ・グリーン購入基本方針」の基本的な考え方方に沿うものであって、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく「三重県リサイクル製品認定検討会」で認定されたものであること。

(2) 調達目標

県の行う工事又は物品の調達において、
<http://www.eco.pref.mie.jp/recycle/02/index.htm> に示す認定リサイクル製品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用又は購入するよう努める。

(3) 配慮事項

物品、公共工事及び役務のそれぞれの基本調達品目あるいは、「県産材」に該当した製品については、可能な限り認定リサイクル製品を優先利用するよう努める。

※三重県提供の資料を掲載しています。